

議案第三十八号

港区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

令和五年五月二十二日

港区教育委員会

令和5年5月22日
教育委員会議案資料 No. 3

港区幼稚園教育職員の給与に関する条例（案）

港区幼稚園教育職員の給与に関する条例（平成十二年港区条例第三十六号）の一部を次のように改正する。

第十一条第二項第一号中「配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）」を「配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）又はパートナーシップ関係（双方又はいずれか一方が性的マイノリティであり、互いを人生のパートナーとして、相互の人権を尊重し、日常の生活において継続的に協力し合うことを約した二者間の関係その他の婚姻関係に相当すると教育委員会が認める二者間の関係をいう。）の相手方」に改め、同条第二項第一号を次のように改める。

2 前項の扶養親族とは、次に掲げる者で他に生計のみちがなく、主としてその職員の扶養を受けているものをいう。

一 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）又はパートナーシップ関係（双方又はいずれか一方が性的マイノリティであり、互いを人生のパートナーとして、相互の人権を尊重し、日常の生活において継続的に協力し合うことを約した二者間の関係その他の婚姻関係に相当すると教育委員会が認める二者間の関係をいう。）の相手方

港区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（案）

港区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成三十年三月一四日条例第一八号）の一部を次のように改正する。

付則第三項中に「配偶者及びパートナーシップ関係（双方又はいずれか一方が性的マイノリティであり、互いを人生のパートナーとして、相互の人権を尊重し、日常の生活において継続的に協力し合うことを約した二者間の関係その他の婚姻関係に相当すると教育委員会が認める二者間の関係をいう。）の相手方（以下「パートナーシップ関係の相手方」という。）のいずれも有しない場合で、かつ、」を加え、次のように改める。

3 平成三十年三月三十一日において、この条例による改正前の港区幼稚園教育職員の給与に関する条例第十一条第二項第二号に該当する扶養親族たる子のうち一人（職員に配偶者のない場合に限る。以下「配偶者を欠く一子」という。）を扶養することにより扶養手当を受けている職員（同号に該当する扶養親族たる子（配偶者を欠く一子を除く。）を扶養することに より扶養手当を受けているものを除く。）が、この条例の施行の日以後、引き続き、配偶者及びパートナーシップ関係（双方又はいずれか一方が性的マイノリティであり、互いを人生のパートナーとして、相互の人権を尊重し、日常の生活において継続的に協力し合うことを約した二者間の関係その他の婚姻関係に相当すると教育委員会が認める二者間の関係をいう。）の相手方（以下「パートナーシップ関係の相手方」という。）のいずれも有しない場合で、

かつ、十五歳に達する日後の最初の四月一日から二十二歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にない配偶者を欠く一子を扶養する場合（当該職員が改正後の条例第十一条第二項第二号に該当する扶養親族たる子を新たに扶養することにより扶養手当の支給額が改定されるべきを除く。）その他これに準ずる場合には、改正後の条例第十一条の規定及び前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる年度に限り、当該各号に定める月額の配偶者を欠く一子に係る扶養手当を支給するものとする。

一 平成三十年 度 一万千五百円

二 令和元年度から令和五年度まで 一万三千円

付則第四項中、第六項中「配偶者」を「配偶者又はパートナーシップ関係の相手方」に改め、付則第六項中「これらの事実が生じた日」の下に「（港区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（令和●年●●区条例第●●号）の施行の日前にパートナーシップ関係の相手方を有するに至った場合は、同日）」を加え、次のように改める。

4 前項の規定により扶養手当を受けている職員が配偶者又はパートナーシップ関係の相手方を有するに至った場合その他の同項の規定による扶養手当を受ける要件を欠くに至った場合（当該扶養手当に係る配偶者を欠く一子が十五歳に達した日以後の最初の三月三十一日の経過により、当該扶養手当を受ける要件を欠くに至った場合を除く。）には、その職員は、直ちにその旨を港区教育委員会に届け出なければならない。

付則第三項の規定により扶養手当を受けている職員が配偶者又はパートナーシップ関係の相手方を有するに至った場合その他の同項の規定による扶養手当を受ける要件を欠くに至った場合においては、これらの事実が生じた日（港区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（令和●年●●区条例第●●号）の施行の日前にパートナーシップ関係の相手方を有するに至った場合は、同日）の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。

港区幼稚園教育職員の給与に関する条例新旧対照表

改正案

現行

(前略)

(扶養手当)

第十一条 (略)

2 前項の扶養親族とは、次に掲げる者で他に生計のみちがなく、主としてその職員の扶養を受けているものをいう。

一 配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)又はパートナーシップ関係(双方又はいずれか一方が性的マイノリティであり、互いを人生のパートナーとして、相互の人権を尊重し、日常の生活において継続的に協力し合うことを約した二者間の関係その他の婚姻関係に相当すると教育委員会が認める二者間の関係をいう。)の相手方

二〇六 (略)

三〇四 (略)

(前略)

(扶養手当)

第十一条 (略)

2 前項の扶養親族とは、次に掲げる者で他に生計のみちがなく、主としてその職員の扶養を受けているものをいう。

一 配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)

二〇六 (略)

三〇四 (略)

付 則

(施行期日)

1 この条例は、令和●年●月●日から施行する。

(港区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

2 港区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成三〇年三月一四日条例第一八号)の一部を次のように改正する。

改め文省略(別紙 新旧対照表参照)

港区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正案

現行

<p>(前略)</p> <p>付 則(令和●●年●●月●●日条例第●●号)</p> <p>1 2 (略)</p> <p>3 平成三十年三月三十一日において、この条例による改正前の港区幼稚園教育職員の給与に関する条例第十一条第二項第二号に該当する扶養親族たる子のうち一人(職員に配偶者のない場合に限る。以下「配偶者を欠く一子」という。)を扶養することにより扶養手当を受けている職員(同号に該当する扶養親族たる子(配偶者を欠く一子を除く。))を扶養することにより扶養手当を受けているものを除く。)</p> <p>が、この条例の施行の日以後、引き続き、配偶者及びパートナーシップ関係(双方又はいずれか一方が性的マイノリティであり、互いを人生のパートナーとして、相互の人権を尊重し、日常の生活において継続的に協力し合うことを約した二者間の関係その他の婚姻関係に相当すると教育委員会が認める二者間の関係をいう。)の相手方(以下「パートナーシップ関係の相手方」という。)のいずれも</p>	<p>(前略)</p> <p>付 則(平成三〇年三月一四日条例第一八号)</p> <p>1 2 (略)</p> <p>3 平成三十年三月三十一日において、この条例による改正前の港区幼稚園教育職員の給与に関する条例第十一条第二項第二号に該当する扶養親族たる子のうち一人(職員に配偶者のない場合に限る。以下「配偶者を欠く一子」という。)を扶養することにより扶養手当を受けている職員(同号に該当する扶養親族たる子(配偶者を欠く一子を除く。))を扶養することにより扶養手当を受けているものを除く。)</p> <p>が、この条例の施行の日以後、引き続き、十五歳に達する日後の最初の四月一日から二十二歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間でない配偶者を欠く一子を扶養する場合(当該職員が改正後の条例第十一条第二項第二号に該当する扶養親族たる子を新たに扶養することにより扶養手当の支給額が改定されるときを除く。)その他これに準ずる場合には、改正後の条例第十一条の規定及び前項の</p>
--	--

有しない場合で、かつ、十五歳に達する日後の最初の四月一日から二十二歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にない配偶者を欠く一子を扶養する場合(当該職員が改正後の条例第十一条第二項第二号に該当する扶養親族たる子を新たに扶養することにより扶養手当の支給額が改定されるときを除く。)その他これに準ずる場合には、改正後の条例第十一条の規定及び前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる年度に限り、当該各号に定める月額配偶者を欠く一子に係る扶養手当を支給するものとする。

- 一 平成三十年 度 一万千五百円
- 二 令和元年度から令和五年度まで 一万三千円

4 前項の規定により扶養手当を受けている職員が配偶者又はパートナーシップ関係の相手方を有するに至った場合その他の同項の規定による扶養手当を受ける要件を欠くに至った場合(当該扶養手当に係る配偶者を欠く一子が十五歳に達した日以後の最初の三月三十一日の経過により、当該扶養手当を受ける要件を欠くに至った場合を除く。)には、その職員は、直ちにその旨を港区教育委員会に届け出なければならない。

5 (略)

6 付則第三項の規定により扶養手当を受けている職員が配偶者又はパートナーシップ関係の相手方を有するに至った場合その他の同項の

規定にかかわらず、次の各号に掲げる年度に限り、当該各号に定める月額の配偶者を欠く一子に係る扶養手当を支給するものとする。

- 一 平成三十年 度 一万千五百円
- 二 令和元年度から令和五年度まで 一万三千円

4 前項の規定により扶養手当を受けている職員が配偶者を有するに至った場合その他の同項の規定による扶養手当を受ける要件を欠くに至った場合(当該扶養手当に係る配偶者を欠く一子が十五歳に達した日以後の最初の三月三十一日の経過により、当該扶養手当を受ける要件を欠くに至った場合を除く。)には、その職員は、直ちにその旨を港区教育委員会に届け出なければならない。

5 (略)

6 付則第三項の規定により扶養手当を受けている職員が配偶者を有するに至った場合その他の同項の規定による扶養手当を受ける要件

規定による扶養手当を受ける要件を欠くに至った場合においては、これらの事実が生じた日（港区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（令和●●年●●区条例第●●号）の施行の前日にパートナーシップ関係の相手方を有するに至った場合は、同日）の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。

を欠くに至った場合においては、これらの事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。

港区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

審議内容

幼稚園教育職員とパートナーシップ関係にある相手方を配偶者と同等の取扱いとすることに伴い、「港区幼稚園教育職員の給与に関する条例（以下「給与条例」といいます。）」の一部を改正します。

1 改正内容

扶養手当の支給に係る扶養親族について、「パートナーシップ関係の相手方」を加え、配偶者と同等の取扱いとします。

改正後	現 行
配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。） <u>又はパートナーシップ関係（双方又はいずれか一方が性的マイノリティであり、互いを人生のパートナーとして、相互の人権を尊重し、日常生活において継続的に協力し合うことを約した二者間の関係その他の婚姻関係に相当すると教育委員会が認める二者間の関係をいう。）の相手方</u>	配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）

2 改正の背景

令和5年3月13日の特別区統一交渉（労使交渉）でのパートナーシップ関係にある者に係る給与の取扱いに関する妥結を踏まえ、全区統一した表現で改正を行うものです。

3 施行期日

公布の日から施行します。

4 その他（関係規則の改正について）

当条例改正が区議会において議決された場合、扶養親族届及び住居届の様式へ「パートナーシップ関係の相手方」を加える必要があるため、港区幼稚園教育職員の給与に関する条例施行規則及び港区幼稚園教育職員の住居手当に関する規則の一部改正についての議案を教育委員会に提出します。